

宅地建物取引士証における旧姓使用の可否等のアンケート結果について

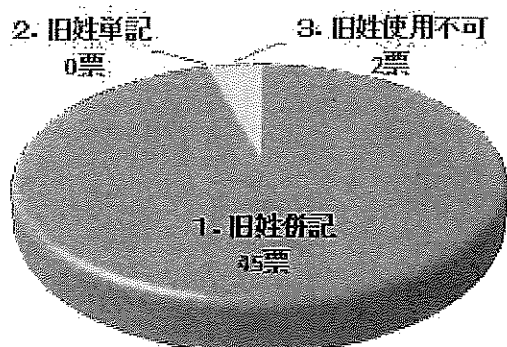
アンケート結果

都道府県にアンケートを採った結果、全ての都道府県より回答があり、以下の結果となった。

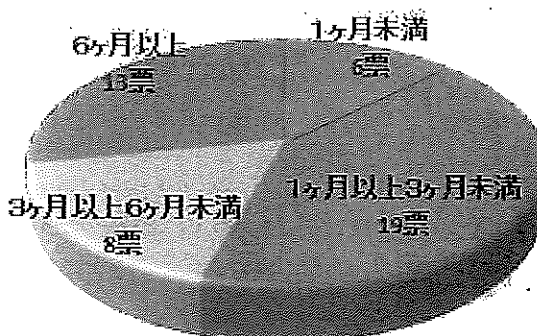
【質問1】旧姓使用の可否について	得票数
1. 旧姓使用を認めることとし、その記載方法は旧姓の併記とする。	45票
2. 旧姓使用を認めることとし、その記載方法は旧姓の単記とする。	0票
3. 旧姓使用を認めない。	2票

【質問2】旧姓使用が可能となった場合の施行までに要する期間	得票数
1ヶ月未満	6票
1ヶ月以上3ヶ月未満	19票
3ヶ月以上6ヶ月未満	8票
6ヶ月以上	13票

【質問1】旧姓使用の可否について



【質問2】旧姓使用が可能となった場合の施行までに要する期間



結論

アンケートの結果より、旧姓使用の可否については、旧姓使用を認めることとし、その記載方法は旧姓の併記によることとする。

また、施行までに要する期間については、「1ヶ月以上3ヶ月未満」が最も多い回答ではあるが、より期間を要する「3ヶ月以上6ヶ月未満」と「6ヶ月以上」を合わせた回答数が約半数近くあり、施行までに要する期間が長い都道府県を特に配慮する必要があること等から、各都道府県に対して施行日の6ヶ月以上前に通知することとする。